

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成29年5月18日（平成29年（行個）諮問第85号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行個）答申第230号）

事件名：本人が特定農政局に提出した文書等（過去10年間）の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月3日付け28特定記号第1570号により、特定農政局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

平成29年2月13日の公開された資料は、私が国に提出した資料 平成27年8月4日の特定土地改良区 総代選挙違反事件及び平成28年4月の皇室招待関係写真とか次官局長等の名刺及び同年10月8日に農水省にメールした国と特定市自主防災会との回答書類等がない。また、国と県との協議文書が一つもない。さらに、国に個人情報開示請求をするに当たり、電話と農政局の出先特定事務所の現場で、私と協議し説明する書類含むと特定し、国は認めた中で全部公開としながら、私の経歴及び身分を証明する名刺から特許及び特許侵害等の書類、写真（皇室）招待時の名刺交換書類等をコピーしながら、国の説明資料及び根拠資料を抜き取る行為は、あきらかに「枉法行為」であり、また、皇室の写真を抜き取る行為は、「天皇陛下及び皇室を誹謗中傷侮辱」する行為であり、速やかな全開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書を要約すると、開示決定された文書に以下の文書が含まれていないというものである。

- ① 平成27年8月4日の特定土地改良区総代選挙違反事件に関する文書（以下「文書①」という。）
- ② 平成28年4月の皇室招待関係写真と次官局長等の名刺（以下「文書②」という。）
- ③ 平成28年10月8日に農水省にメールした国と特定市自主防災会との回答書類等（以下「文書③」という。）
- ④ 国と県との協議文書（以下「文書④」という。）
- ⑤ 審査請求人の経歴及び身分を証明する名刺、特許及び特許侵害等の書類、写真（皇室）招待時の名刺交換書類等のコピー（以下「文書⑤」という。）

2 原処分に対する諮問庁（審査庁）の考え方について

（1）事案の概要

審査請求人の本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）につき原処分を行ったところ、審査請求人は、上記第2のとおり、処分庁の開示決定について審査請求を行った。

（2）原処分により開示した行政文書の概要

審査請求人が処分庁に提出した保有個人情報開示請求書には、開示を求める個人情報として、「私が国（農水省・特定局）に提出した関係書類と国と県とが協議した資料等の経過が分かる書類含む（過去10年間）全ての書類（回答書類・伺い書類含む）」と記載されていた。

特定農政局で保有する保有個人情報の内容を確認したところ、別紙の3に掲げる2件の行政文書が保有されており、いずれも開示が適当であると判断されたため、全部を開示したものである。

（3）審査請求書に記載された書面等に対する諮問庁（審査庁）の確認結果

審査請求人が審査請求書に記載した保有個人情報を記載した文書について、諮問庁（審査庁）において確認した結果は、以下のとおりである。

ア 文書①について

当該「事件」に関する文書については、当該土地改良区を指導監督する特定県に確認したところ、平成28年4月1日付け特定土地改良区総代である審査請求人から特定農政局及び特定県知事宛てに提出された請願書の内容と推測される。

これに関する文書は、平成29年1月3日付け保有個人情報開示請求により、同年2月9日付けで既に開示しており、また、当該地区の

総代選挙に関する特定県との確認行為は、全て口頭によるものであり、個人情報として処分庁で作成及び取得した事実はない。

このため、上記の既開示文書を除き、保有個人情報は存在しない。

イ 文書②について

皇室招待行事とは、審査請求人が平成28年4月1日付けで処分庁に提出した請願書を踏まえれば、同月18日に開催された「第25回地球環境大賞レセプション」（主催：特定団体）と推測される。

当該行事に関する写真及び名刺については、特定農政局特定事業所（以下「事業所」という。）に確認したところ、審査請求人が事業所へ出向き、事業所職員に提示しコピーするよう求められ、業務上の使用の可否を判断するためにコピーを行った。しかし、当該事業所の所掌事務に当たらないこと、事業所において職員が組織的に用いる予定はなく、行政文書に該当しないこと及び個人メモとしての有用性もないことから既に破棄しており、保有個人情報は存在しない。

ウ 文書③について

平成28年10月8日付けの農林水産省に対する審査請求人からのメールが存在しないところ、その内容から判断するに、同月7日付け審査請求人から農林水産省総合窓口に対してメールで照会された件と推測される。

当該照会された件については、農林水産省総合窓口の広報室から審査請求人へ回答するに際し、農林水産省農村振興局防災課（以下「本省防災課」という。）から特定農政局農村振興部防災課（以下「局防災課」という。）に対して照会内容の事実確認を依頼し、局防災課は、事業所及び当該事業所を通じて特定市役所の各担当者に事実関係を確認した後、県道管理者へ問い合わせをいただくよう、本省防災課へ回答している。

これらの問合せは、主として電話で行われており、補助的にメールも用いられたが、問合せに係る確認作業が了し、本省防災課への報告が行われた後、局防災課及び事業所の担当者は、当該問合せに関して補助的に用いられたメールは既に削除しており、保有個人情報は存在しない（なお、補助的に用いられたメールは、農林水産省総合窓口に対する照会への回答を作成するために、行政機関内部において、連絡・問合せを行ったものであり、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）第4の3（3）の「1年以上の保存期間を定めるもの」に該当しない。）。

なお、審査請求人からの農林水産省総合窓口に対するメールでの照会及び当該照会に対し、平成28年10月20日付けで当省総合窓口から回答した内容については、農林水産省（本省）で保有されている

ものの、処分庁では保有個人情報として保有していない。

エ 文書④について

審査請求人が主張する国と特定「県との協議文書」については、文書①に関する特定県との確認行為は、全て口頭により行われており、特定県との協議文書は存在しておらず、また、文書③の文書については、そもそも農業用排水施設の管理や操作を担っていない特定県に対して、事実確認は行っていないことから、特定県との協議文書は存在していない。

オ 文書⑤について

審査請求人の主張する当人の「経歴及び身分を証明する名刺から特許及び特許侵害等の書類、写真（皇室）招待時の名刺交換書類等のコピー」については、平成28年6月13日に、審査請求人が事業所に出向き、特定土地改良区の業務運営について、是正指導を要求した際、審査請求人が事業所職員に対して、審査請求人が特定県に情報開示の請求をした個人情報開示請求書、地球環境大賞レセプションの招待状及び審査請求人が出席した同レセプションで名刺交換した技術会議事務局長の名刺をコピーするよう求められ、職員がこれをコピーしたものと推測される。

これに関しても、職員が業務上の使用の可否を判断するためにコピーを行ったものの、当該事業所の所掌事務に当たらないこと、事業所において職員が組織的に用いる予定はなく、行政文書に該当しないこと及び個人メモとしての有用性もないことから既に破棄しており、保有個人情報は存在しない。

(4) 原処分を維持する理由

審査請求人が国に提出したと主張する文書①ないし文書⑤については、個人情報として処分庁で作成又は取得した事実がないこと、行政文書に該当しないこと等を踏まえ、既に破棄されていることから、保有個人情報は存在しない。

3 結論

以上より、諮問庁（審査庁）としては、処分庁が行った原処分について、処分庁の判断は妥当であり、原処分を維持することが適当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年5月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月21日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成30年3月15日 | 審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示する決定（原処分）を行い、別紙の3に掲げる2文書に記録された保有個人情報の開示を実施した。

これに対し審査請求人は、特定の文書を挙げた上で、当該文書に記録された保有個人情報を更に特定すべきである旨主張しているところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 上記第2（審査請求書）及び第3（理由説明書）の記載を踏まえると、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に、文書①ないし文書⑤に記録された保有個人情報を保有しているはずであるので、これらを更に特定すべきである旨主張しているものと認められる。

そこで、以下、文書①ないし文書⑤の保有の有無等について、検討する。

- (2) 文書①（平成27年8月4日の特定土地改良区総代選挙違反事件に関する文書）について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

- (ア) 審査請求人が主張している「平成27年8月4日の特定土地改良区総代選挙違反事件」とは、特定土地改良区の運営に関して様々な違反行為があるとしている件を指すものと考えられる。

審査請求人からは、この件に関し、平成28年4月1日付けで特定農政局に請願書が提出されており、当該事件に関する文書としては、当該請願書及びこれに関する文書を指すものと解される。

- (イ) 処分庁においては、当該請願書及びこれに関する文書として、文書2を保有していたため、原処分においてこれを開示決定している。

なお、上記第3の2（3）アに記載した「平成29年1月3日付け保有個人情報開示請求」とは、本件開示請求を指し、「同年2月9日付けで既に開示しており」とは、本件原処分を受けてなされた開示の実施の申出を受けて、平成29年2月9日付けで開示を実施したことを指している。

- (ウ) 当該請願書は、特定土地改良区の運営上の問題点を指摘し、土地改良法違反に基づく措置命令の発動を求めるものであったが、特定土地改良区の運営に関する指導監督は特定県が行うべきものとされ

ているため、特定県にも確認した上で、審査請求人に対し、特定県の担当に確認されたい旨を通知している。なお、その通知文書も文書2に含まれている。

特定県への上記確認行為は、口頭による確認で足りたことから、これに関する文書は特段作成・取得していない。

イ そこで、以下、検討する。

文書2を確認すると、諮問庁が上記アで説明するとおり、特定土地改良区の運営に係る請願書及びそれを受けて特定農政局において作成されたとみられる通知文書が含まれていることが認められる。

上記通知文書を確認すると、当該文書には、諮問庁が上記ア（ウ）で説明するとおり、特定土地改良区の運営に関する指導監督は、特定県が行うべきものとされている旨記載されていることが認められる。

さらに、文書2の請願書や通知文書の内容に照らし、本件に関する特定県への確認が口頭で足りたとする諮問庁の上記ア（ウ）の説明も首肯できる。

そのほか、特定農政局において、文書2以外に文書①を保有していることをうかがわせる事情も認められないので、諮問庁が、文書2以外に文書①を保有していないとしていることは、妥当である。

(3) 文書②（平成28年4月の皇室招待関係写真と次官局長等の名刺）について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

(ア) 上記第3の2（3）イに記載のとおり、文書②については、事業所において、審査請求人の求めに応じてコピーをとったが、当該コピーは事業所の所掌事務には関わりがなく、当該コピーを保有すべき業務上の必要性がないことを確認した後に廃棄しており、本件開示請求時点においては既に保有していなかった。

(イ) なお、審査請求人の対応をした職員に聞き取りを行ったが、審査請求人が上記写真等のコピーをとるよう求めた真意については、不明であった。

イ そこで、以下、検討する。

諮問庁から事業所の事務分掌に係る規定の提示を受け、その内容を確認した結果を踏まえると、文書②は事業所の所掌事務に関わりがなく不要であったため廃棄したとする諮問庁の上記ア（ア）の説明は否定できない。

そのほか、特定農政局において、文書②を保有していることをうかがわせる事情も認められないので、諮問庁が、文書②を保有していないとしていることは、妥当である。

(4) 文書③（平成28年10月8日に農水省にメールした国と特定市自主防災会との回答書類等）について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

(ア) 審査請求人のいう文書③のメールについては、平成28年10月7日付けで、審査請求人から農林水産省総合窓口に対しメールで照会がされた件だと考えられる。

当該照会は、特定市自主防災会の理事長等の名義で、特定台風による県道の冠水の原因や管理等について尋ねたものである。

局防災課は、当該照会に対する回答に先立ち、上記第3の2(3)ウのとおり、本省防災課からの依頼を受け、事業所及び事業所を通じて特定市役所の担当者に当該県道に係る農業用水路の管理状況等の事実関係を確認の上、本省防災課に対し、県道管理者に問合せをされたい旨を回答した。

これを踏まえ、農林水産省総合窓口の担当者において、平成28年10月20日付けのメールで、県道管理者に問合せをされたい旨を回答している。

(イ) 上記(ア)のやり取りは、要するに、特定台風の際の特定市特定地区の農業用水路の管理状況等を確認したものにすぎないため、主として電話で行われたものであり、補助的にメールが用いられることもあったが、これについても用済み後に廃棄した。

イ そこで、以下、検討する。

諮問庁から、農林水産省本省が保有しているとする上記ア(ア)の各メールの提示を受け確認したところ、その内容は諮問庁の説明のとおりであると認められる。

また、これらのメールの内容を踏まえると、その対応に係るやり取りは、主として電話で行い、補助的に用いたその他のメールについては用済み後に廃棄したとする諮問庁の上記ア(イ)の説明も不自然、不合理とはいえない。

そのほか、特定農政局において、文書③に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。なお、上記各メールについては、特定農政局が保有しているものではないため、本件開示請求の対象となるものではない。

したがって、諮問庁が、文書③を保有していないとしていることは、妥当である。

(5) 文書④（国と県との協議文書）について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

(ア) 文書④の文書の保有の有無を検討するに当たり、まず、文書④の「国と県との協議文書」が、具体的に何を指すのかについて検討を行った。

審査請求人は、審査請求書（上記第2）において、文書①ないし文書③に続けて、文書④もあるはずと主張しているところ、文書②については、審査請求人から事業所に提示された皇室招待関係写真と次官局長等の名刺であり、これについて、国と特定県とが協議を行う余地があるとは考えにくいことから、文書④は、文書①及び文書③に関する国と特定県との協議文書を指すものと解し、その上で、その保有の有無を確認したものである。

(イ) まず、文書①に関しては、上記第3の2（3）アのとおり、特定県への確認は全て口頭で行ったため、文書①に関する国と特定県との協議文書に該当する文書は保有していない。

(ウ) また、文書③に関しては、局防災課において、特定地区農業用水路の管理状況等を確認したものであるが、当該確認は、事業所及び事業所を通じて特定市役所の担当者に確認することで足りるため、そもそも、当該農業用水路の管理等を担っていない特定県に確認することはしていない。

したがって、文書③に関する国と特定県との協議文書に該当する文書は、保有していない。

イ そこで、以下、検討する。

審査請求書の記載を踏まえると、文書④は、文書①及び文書③に関する国と特定県との協議文書を指すものと解したとする諮問庁の上記ア（ア）の説明は、首肯できる。

そして、文書①に関する国と特定県との協議文書については、上記（2）を踏まえると、これを保有していないとする諮問庁の上記ア（イ）の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

また、文書③に関する国と特定県との協議文書についても、文書③に関する農業用水路の管理状況等について、事業所及び事業所を通じて特定市役所の担当者に確認することで足り、特定県に確認することはしていないとする諮問庁の上記ア（ウ）の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

そのほか、特定農政局において、文書④に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情も認められないので、諮問庁が、文書④に該当する文書を保有していないとしていることは、妥当である。

(6) 文書⑤（審査請求人の経歴及び身分を証明する名刺、特許及び特許侵害等の書類、写真（皇室）招待時の名刺交換書類等のコピー）についてア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、

次のとおり説明する。

(ア) 文書⑤については、上記第3の2(3)オに記載のとおり、平成28年6月13日に審査請求人が事業所を訪れ、事業所職員に対し、審査請求人が特定県に開示請求をした個人情報開示請求書、地球環境大賞レセプションの招待状及び審査請求人が出席した同レセプションで名刺交換した技術会議事務局長の名刺のコピーをとるように求め、当該職員がそれに応じてコピーをとったという事実があったため、これを踏まえ、それらのコピーを求めているものと推測される。

(イ) しかし、上記コピーについては、当該事業所の所掌事務に当たらないこと、事業所において職員が組織的に用いる予定はなく、行政文書に該当しないこと及び個人メモとしての有用性もないことから、本件開示請求の時点においては既に廃棄していた。

イ そこで、以下、検討する。

諮問庁から提示を受けた事業所の事務分掌に係る規定の内容に照らし、文書⑤のコピーは事業所の所掌事務に当たらず不要であったため廃棄した旨の諮問庁の上記ア(イ)の説明は否定できない。

そのほか、特定農政局において、文書⑤に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情も認められないので、諮問庁が、文書⑤に該当する文書を保有していないとしていることは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した保有個人情報記録された文書名として、別紙の2のとおり開示決定通知書に記載した上で、別紙の3に掲げる2文書に記録された保有個人情報の開示を行ったものであるが、本来、開示決定通知書には、特段の支障がない限り、保有個人情報記録されている文書の名称を具体的に記載すること等により、特定した保有個人情報をより具体的に明示すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、特定農政局において、別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められないので、諮問庁が別紙の3に掲げる文書に記録された保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないとしていることは、妥当

であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

- 1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
私が国（農水省・特定局）に提出した関係書類と国と県とが協議した資料等の経過が分かる書類含む（過去10年間）全ての書類（回答書類・伺い書類含む）
- 2 本件対象保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）
請求人が提出した関係書類，国と県が協議した関係書類及び回答文書等
- 3 開示の実施を行った保有個人情報（以下の各文書に記録された保有個人情報）
文書1 平成19年10月9日付け特定農政局農山村土地改良管理課（注：原文）あて異議申立書及び平成19年12月19日付け異議申立人あて決定文書
文書2 平成28年4月1日付け特定農政局あて請願書並びに平成28年4月20日付け及び同年6月29日付け請願者あて文書